

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業の競争力を強化するために経営判断の迅速化を図ること、経営の透明性を高めるために経営チェック機能の充実に重要課題としております。また、株主をはじめとするステークホルダーにとっての企業価値の最大化を図るため、経営の透明性、公正性及び迅速な意思決定を維持・向上させるべく諸施策に取り組み、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンスの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社元気	1,215,000	25.68
セコム株式会社	720,000	15.22
株式会社光通信	608,000	12.85
佐藤 雅彦	548,600	11.59
佐藤 康廣	134,700	2.84
トスネット社員持株会	112,490	2.37
宮本 泰	53,200	1.12
株式会社北日本銀行	50,000	1.05
山形共立株式会社	50,000	1.05
高橋 廣志	38,000	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
猪股 恒一	他の会社の出身者											
浦井 義光	弁護士											
鎌瀧 敬司	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
猪股 恒一	○	_____	警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。
浦井 義光	○	_____	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。
鎌瀧 敬司	○	_____	東証一部上場企業の取締役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査役会が定めた監査方針に則り、取締役会等への参加、業務、会計の監査を通じて取締役の職務の執行を監査しております。会計監査を担当する監査法人として、太陽有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、定期的に監査結果の報告を受けるとともに、会計監査の状況確認、会計上の課題、情報の共有を図り、会計処理及び内部統制組織の適正性の確保に努めております。

また、内部監査に関する基本的事項を内部監査規程に定めており、監査役はこの内部監査規程に従い内部監査室と密接な連携を保ち、内部監査を効率的に行っております。また、内部監査室は内部監査の計画、経過、結果を監査役に報告しております。内部監査の指摘事項に対しては、改善指示書を提出後、改善状況を確認し、フォローアップを行っております。

これら内部監査の運営を円滑に行うとともに、経営の合理化、能率化及び業務の適正な遂行を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂口 稔	他の会社の出身者													
鶴岡 三千夫	他の会社の出身者													
小田中 輝男	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂口 稔		――	長年にわたり建設業界で要職を歴任され、その豊富な経験及び経営に関する専門的な知識を有することから、当社の監査体制の強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任いただいたものです。

鶴岡 三千夫		——	鶴岡ラバー化成株式会社の代表取締役としての企業経営の経験や経営に関する専門的知識を有することから、当社の監査体制の強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任いただいたものです。
小田中 輝男	○	——	長年にわたり金融業界で要職を歴任され、その豊富な経験及び経営に関する専門的な知識を有することから、当社の監査体制の強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任いただいたものです。 なお、同氏が当社取締役から独立した立場にあることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では、特段の必要性はないものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

取締役報酬に関しては、有価証券報告書にて全取締役の報酬等の総額を開示しております。2019年9月期の当社取締役に対する報酬等の総額は152,060千円であります。また、監査役に対する報酬等の総額は6,900千円(内、社外監査役6,900千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

——

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は主として常勤監査役が行っております。取締役会の議案・開催日等については、担当役員が事前に書面通知するとともに事前の説明や資料提供を必要とする場合は担当役員から資料等の提供を行う他、必要に応じて適宜各取締役及び担当部門との情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における業務執行、監査、監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制の概要については以下のとおりです。

(1) 事業運営については、会社情勢、経済情勢の変化等、企業環境の動向を踏まえた経営方針や経営計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、適宜地区会議等を開催し、売上高及び利益実績について、予算実績対比の差異分析を実施し、報告、検討を行っております。取締役はこの月次決算の報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題について意思決定を行っております。

(2) 当社の取締役会は取締役10名で構成され、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、監査役会は取締役の業務執行の監査を行うため、監査役3名で構成され、定期的に開催するほか必要に応じて随時開催し、監査役の監査結果について報告し、監査方針、監査計画等を審議し決定しております。

(3) 当社は、企業経営及び日常業務に関して、経営判断上の参考とするため、弁護士の助言と指導を適宜受けられる体制を設け、法務リスク管理体制の強化に努めております。また、会計監査を担当する監査法人と定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認をとるなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めております。

(4) 日常の職務執行に関しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

重要な経営事項に関しては定例又は臨時の取締役会において、代表取締役、取締役、監査役が出席のうえでその内容を協議・検討しております。協議・検討にあたり、出席取締役は業務全般について相互に意見を交わし、執行状況を把握しており、その結果法令の要求(代表取締役及び取締役の業務執行の相互監督・監視機能)を満たしているものと判断しております。

なお、当社の企業統治において社外取締役の果たす機能及び役割は、当社は企業経営等に関する豊富な見識を有する社外取締役を選任し、取締役会において内部事情に捉われない大所高所に立脚した外部の視点を取り入れ、経営の透明性・客観性を確保する体制を構築しております。これにより、経営に対する独立監督機能及び業務執行の適正性保持機能を確保していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であり、株主総会は12月に開催しておりますので、集中日が回避できております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に東京において、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのIR情報に、決算データ関連情報等を適宜開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員 取締役経理財務統轄部長 朽木雄二 担当部署 財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	同じ町内の企業と定期的に近隣の清掃活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、その他関連法規等を遵守し、当社グループの経営関連情報を適時・適切かつ迅速に開示することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業理念に基づいた企業経営を実現するため、役員及び従業員全員が法令や社内規程を遵守することはもとより、職務の執行が効率的に行われるよう職務分掌を定めて責任と権限を明確にし、代表取締役が委員長となっている「コンプライアンス委員会」が策定した「コンプライアンスマニュアル」を全社員に周知徹底し、社内におけるコンプライアンス遵守の風土を作り、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保していくことが重要であると考えております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の強化を企図して複数の社外監査役を選任するとともに、取締役会規程・職務分掌規程・職務権限規程等を制定し、当該規程等に準拠した取締役の職務執行がなされ、取締役間における相互牽制が有効に機能する体制を構築しております。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスマニュアルを制定し、体系的なコンプライアンス体制を整えております。
- (2) 経営理念・会社運営方針を受けて、従業員が遵守すべき行動指針をコンプライアンスマニュアルにまとめ、従業員に対してその周知を図っております。
- (3) 各部署にコンプライアンス推進担当者を配置し、経営会議の下にコンプライアンス推進担当者を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、全従業員にコンプライアンス意識の浸透を図ります。
- (4) 内部監査室において、各部門の業務プロセスをモニタリングし、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の経営、業務執行における一切の不確実性を有する事象で、「直接又は間接に経済的損失が発生する可能性」、「事業の継続を中断又は停止させる可能性」、「信用を毀損しブランドイメージを失墜させる可能性」などに対して、リスク管理体制の基礎としてリスク管理マニュアルを制定し、主要なリスクに関する管理責任者を定めて、当該規程に依拠したリスク管理体制を構築しております。
- (2) リスク管理のうち、特に危機、緊急事案等の不測の事態が発生した場合に備えて、社長を最高責任者とする緊急時対策本部を設置し、損害の拡大防止、危機（緊急事態）の収束に向けて社内外からのノウハウや協力を得て、継続的に適切且つ迅速な措置を実施するための体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は取締役会規程・職務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために経営会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えております。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程・文書管理規程・個人情報保護規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社を含めた内部統制システムを構築し、グループ全体におけるコンプライアンス体制、企業集団内部統制の強化を推進いたします。
- (2) グループ会社の取締役等が参加する経営会議等を適宜開催し、重要事項の決定と情報の共有を図ってまいります。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する体制

内部監査室及び管理部所属の従業員が監査役の指示を受け、監査事項に必要な事項を行うことで対応しております。

8. 取締役、使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (1) 毎月開催される定時取締役会には監査役も出席し、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有しております。また、経営会議等の会議についても、監査役がその必要性を認めた場合に出席しております。
- (2) 内部監査室が監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社法に則り、規程・監査手順を整備しております。
- (2) 将来を見据えた実効的な監査を行うための体制を構築しております。
 - a 代表取締役との間に定期不定期を問わず会合を持つための体制を構築しております。
 - b 業務執行者等と積極的な意思疎通を図り、情報収集及び監査役監査の環境整備に努めております。
 - c 内部監査室及び会計監査人との連携を図るための体制を構築しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。

2. 社内体制の整備等

- (1) 対応統括部署の設置
当社は人事総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報を集約し、一元管理を行います。
- (2) 外部専門機関との連携
当社は必要に応じて、警察、顧問弁護士をはじめとする外部専門機関と情報共有、連携のうえ、適切な対応がとれる体制を整備しております。
- (3) 社内啓蒙活動の実施

当社では、役員、使用人がより高い倫理観に基づいて事業活動を行うために定めたコンプライアンスマニュアルにおいて、「反社会的行為にかかわるような行為をしてはならない。反社会的な勢力から勧誘されたり、関係を強要されるような場合においては、関係機関に直ちに通報・相談するなど、適切な対応をとらなければならない。」旨を定め、常時閲覧可能な状態にし、周知徹底を図っております。

また、当社は法令順守を徹底するために、社内に取り締役会の直属組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、整備及び啓蒙活動に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に関する当社方針

当社は、株主及び投資家の皆様に対しての事業・財務状況及び成果等の会社情報の開示を、上場会社としての重要な社会的責任であり、かつ重要な経営課題であると認識しており、投資判断に影響を与える重要な会社情報については金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「JASDAQ等における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の特例」(以下、「JQ適時開示規則」という。)等の関係法令・規則並びに社内規定に則り適時・適切に開示する方針であります。

2. 適時開示に係る責任体制及び担当部署

- (1) 情報取扱責任者: 経理財務統轄部長
- (2) 情報収集担当部署: 財務部(担当責任者 経理財務統轄部長)
- (3) 情報取扱・開示担当部署: 財務部(担当責任者 経理財務統轄部長)

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1) 適時開示の意思決定及び会社情報の開示

重要な決定事実に関する情報については、取締役会に付議され決定しております。重要な発生事実に関する情報については、管理本部が当該事項の担当部署より報告を受け、事実関係を精査・確認後、速やかに情報取扱責任者に報告しております。これらの事項は原則として取締役会の承認を経て、JQ適時開示規則等に則り、速やかに開示手続きを行います。

決算情報及び業績予想の修正等については、その内容が明確になり次第、取締役会への報告・承認を経て、速やかに開示手続きを行います。また、緊急に開示すべき事実が発生した場合は、代表取締役又は情報取扱責任者の判断により、速やかに会社情報の開示を行うこととしております。

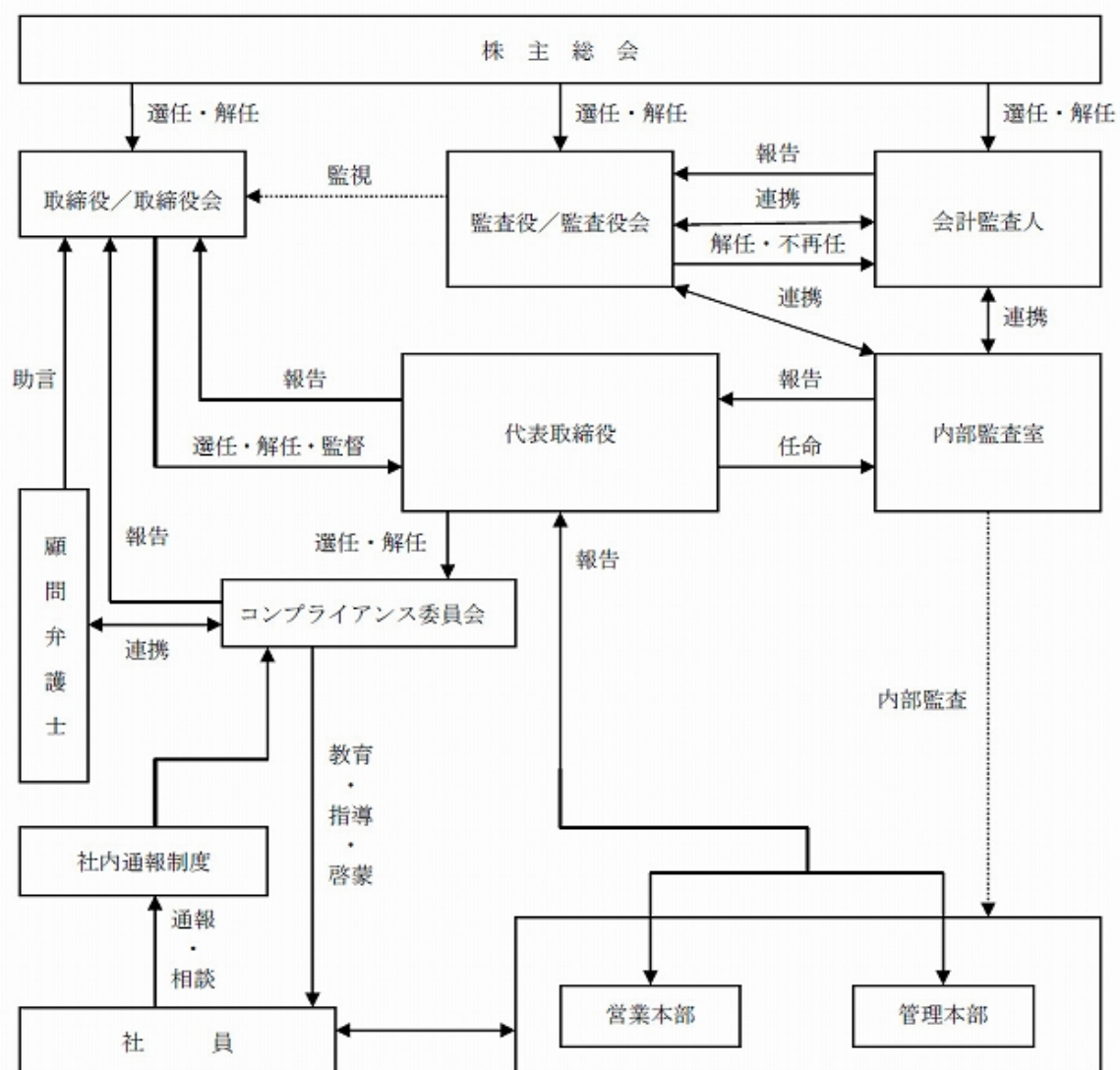
(2) 適時開示に係るチェック機能

財務部は情報取扱責任者の指示のもと、JQ適時開示規則等に則り、開示の必要性及び開示内容等の確認を社内関係部門又は必要に応じて会計監査人等に行っております。

また、経営監視の視点から各監査役は、監査役監査の基準に基づき会計監査人及び内部監査部門と連携し、取締役会その他重要な会議への出席並びに当社及び子会社等の監査により、取締役及び使用人等の職務の執行状況について検証しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制 模式図（提出日現在）



【適時開示体制の概要〔模式図〕】

